

感染拡大により県内の医療体制が危機的な状況となっています

地域内での感染が急拡大する中、感染管理に努めてきた医療従事者であっても、生活の場において濃厚接触者や陽性者となるケースが急増。外来や病棟のスタッフが不足し、コロナ患者の入院や、救急患者受入れ等に支障が生じるなど、医療の現場が限界に近づきつつあります。

感染の急拡大

地域における感染の急拡大（日常生活の場にも感染リスクが拡大、患者も大幅増に）

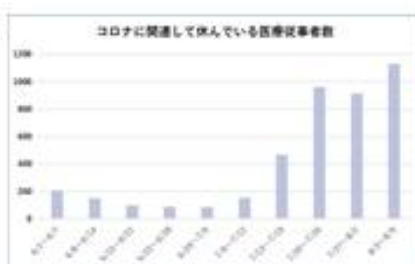
1日当たりの新規陽性者数が3,000人近くに達するなど、地域において感染が急拡大

スタッフ不足

医療従事者等の感染によるスタッフの減

地域の感染拡大で、医療従事者も生活の場において、濃厚接触者や陽性者となる方が急増
外来・病棟で対応するスタッフが不足する状況

コロナに関連して休んでいる医療従事者数（G-MIS調べ）
1,032人（8/1～8/7）※前月比897%

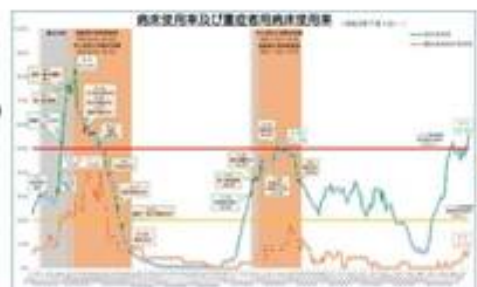


患者の大幅増

コロナ患者の大幅増・負担の増

- ・感染者の大幅増により、診療を要する患者の増
- ・症状が悪化した患者、介護を要する患者の増により医療現場の負担感が急激に高まっています。
- ・がんや心疾患、救急など命に関わる止められない医療への対応も必要です。

病床使用率（8/10時点）58.9%



医療体制が危機的な状況

コロナ患者の入院の困難化
予定入院・手術の延期
外来の制限
救急医療の制限（受入の困難化）
などが生じる状況に。

【例】救急搬送困難事案件数（前年比）
7/25～7/31：188%
8/1～8/7：269%

福島県 医療非常事態宣言

福島県医療非常事態宣言に伴う協力要請

第7波による大幅な感染拡大による医療現場の危機的な状況が生じている中、命を守り、必要な医療が受けられるようにしていくためにも、県民の力を合わせた感染対策の徹底と適切な受診等を通じた医療の負荷の軽減が不可欠です。

I 感染者数を減らすことによる医療の負荷の軽減

地域内の生活の場での感染拡大により、患者数の増に加え、介護を要する患者の増となり、更には、医療従事者の感染等による医療の制限が生じています。必要な医療を受けられるよう、**県民の力を合わせ、感染対策を徹底し、感染者数を減らしましょう。**

II 適切な受診等による医療の負荷の軽減

○重症化リスクが低く、軽症の方は、まずは自宅での療養と健康観察をお願いします。

救急外来は、重症の患者に対応するためのものです。症状が軽く、65歳未満で基礎疾患（透析等を含む）、妊娠中でなければ、慌てて受診する必要性はありません。受診の際は、電話の上、**平日の診療時間内での受診をお願いします。**

なお、水分が飲めない、呼吸が苦しい、乳幼児で顔色が悪い等の場合は、早めに受診してください。

受診を要する場合は、かかりつけ医（妊婦、透析患者はかかりつけ医に特に連絡を）や又は診療・検査医療機関に相談を。「福島県 診療検査医療機関」で検索

○受診前の自己検査キットも活用しましょう。

重症化リスクが低く、症状が軽い方（有症状者、濃厚接触者）は、**検査キットの無料配布も活用**ください。

福島県新型コロナ検査キット配布センター 0120-941-546（毎日9:00～19:00） ※Web（24時間受付）または電話でお申し込みください。

感染の不安がある方、帰省等で高齢者と面会する予定のある無症状の方は、**積極的に無料検査を活用**ください。

無料検査所 県内207箇所 「福島県 無料検査事業者」で検索

○重症化予防のためにも、未接種者等については速やかなワクチン接種をお願いします。

未接種者、3回目接種を受けていない**若い世代の方々**、高齢者や医療従事者など**4回目接種を予定されている方**は、速やかな接種をお願いします。また、**小児接種**についても検討してください。

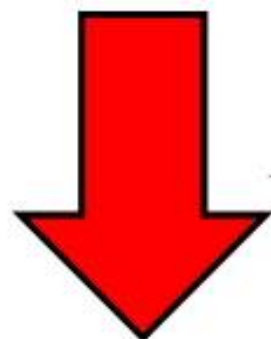
Web申込



医療体制が危機的な状況

必要な医療が受けられなくなることに！

医療非常事態宣言



- オミクロン株（B A. 5）による
「第7波」の感染拡大の波を一刻も早く抑え込む
- 医療の逼迫の解消
- 感染防止と社会経済活動の両立

感染拡大警報強化版（B A. 5 対策強化宣言）

を発出します

福島県感染拡大警報強化版

(BA.5 対策強化宣言)



令和4年8月12日～31日
福島県

福島県感染拡大警報強化版

(BA.5 対策強化宣言)



- 1 基本的な感染対策の再点検と徹底
- 2 陽性になった場合の備え
- 3 速やかなワクチン接種
- 4 検査のさらなる活用
- 5 効果的な換気
- 6 移動時の注意喚起
- 7 子どもと高齢者の感染対策
- 8 事業所での感染対策
- 9 医療を守る対策の強化

I 基本的な感染対策の再点検と徹底

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 場面に応じてマスクを正しく着用してください。
- 感染リスクの高い場面（3密や混雑、大声を出す）を避けてください。
- 普段会わない人と会うときは、より一層注意をしてください。
- のどの痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、外出を控え、会食やイベント等、多くの人が集まる場所に行かないようにしてください。
- 会食は、黙食とし、会話時にはマスクを着用してください。また、人と人との距離を十分に確保し、短時間としてください。

Ⅱ 陽性になった場合の備え

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 高齢者や基礎疾患がある方を感染から守るために、家の中での生活動線の分け方を事前に家族で相談しましょう。
- 以下のような生活必需品を数日分ストックしておきましょう。
 - ・ 食料（主食、缶詰・インスタント食品、ゼリー飲料など飲みやすいもの）
 - ・ 日頃服用している薬や常備薬、解熱剤
 - ・ 生活用品・衛生用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、洗剤、紙おむつ等）、消毒用品



Ⅲ 速やかなワクチン接種

(※予防接種法第8条接種推奨及び第9条努力義務)

- 新型コロナワクチンの接種による発症予防効果や重症化予防効果は、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。一方で、3回目接種によって、低下した予防効果が、高まるという報告がされています。
- 新型コロナウイルス感染症者は高齢者ほど重症化しやすいことが明らかとなっており、4回目接種により、高い重症化予防効果が得られます。以下の対象者で未接種の方は、速やかなワクチン接種の検討をお願いします。
 - ・ 60歳以上の方
 - ・ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方
 - ・ 18歳以上60歳未満で医療機関等の従事者の方
- まだ、一度も接種されていない方を含め、ワクチン接種がお済みでない方は、速やかなワクチン接種をお願いします。
- 5歳以上11歳以下のお子さまについても、ワクチン接種についてご検討ください。

IV 検査のさらなる活用

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 感染不安を感じる県民の方や、帰省等で地元の高齢の親族の方と接する予定の方等（無症状者に限る）を対象に、無料で検査が受けられる機会を提供しています。積極的に活用してください。
- また、濃厚接触者または症状がある方のうち、重症化リスクの少ない方には、抗原定性検査キットを無償で配布します。

V

効果的な換気

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 換気扇等による常時換気、2方向の窓開け換気等、十分な換気量を確保してください。
- 十分な外気を取り入れ・排気により、空気のよどみを解消する、空気の流れに対して平行にパーティションを配置する等、感染を防ぐための空気の流れに配慮をしてください。
- 換気量を確保するため、定期的に機械換気装置の点検やフィルターの清掃をしてください。

VI 移動時の注意喚起

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 移動先の感染情報を把握し、混雑する場所や感染リスクの高い場所では、マスクの正しい着用や人と人との距離の確保等に注意し、感染対策を徹底してください。
- 移動中の車内でもマスクの正しい着用や換気を行う等、感染リスクに注意し、感染対策を徹底してください。
- 夏休みやお盆の時期には、イベント（旅行、お祭り、BBQ）等で、普段会わない人と会う機会が多くなりますので、基本的な感染対策を徹底してください。

VII 子どもと高齢者の感染対策

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 部活動や放課後児童クラブ等において、感染防止対策を徹底してください。
- 家庭において、検温等により体調を確認し、少しでも症状があれば、部活動等に参加しないようにしてください。
- 混雑する場所への外出や会食、イベント等への参加など、感染リスクの高い行動を控えてください。特に、高齢の方や基礎疾患のある方、周囲の方は、意識して行動してください。
- 高齢者施設や児童福祉施設等においては、利用者・職員の感染対策を徹底し、感染拡大を防止してください。

VIII 事業所での感染対策

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- 従業員等の手指消毒、マスク着用の徹底、換気励行などの感染対策を徹底してください。
- 在宅勤務（テレワーク）等の人と人との接触を減らす取組を推進してください。
- 従業員等の日々の健康管理を徹底するとともに、夏季休暇やお盆明け等、体調に少しでも違和感がある場合は出勤させないようにしてください。
- 従業員が休みやすい環境づくりと、従業員が休んでも事業を継続できる取組を推進してください。
- 感染者・濃厚接触者となった従業員の休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないでください。

IX 医療を守る対策の強化

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 医療機関における感染拡大は、医療体制のひっ迫につながる恐れがあります。医療従事者等に感染を広げない行動を取ることを徹底してください。
- 医療機関（救急外来等）の利用適正化に協力をお願いします。
 - ・ 緊急を要する場合を除き、救急外来の診療は避け、通常の診療時間内に受診をしてください。
 - ・ 感染の有無を確認する検査のためだけの受診は控えてください。